

美作監査第14号
令和6年8月20日

美作市長 萩原 誠司 殿

美作市監査委員 東内 義典
美作市監査委員 和田 広宣

令和5年度美作市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

令和 5 年 度

美作市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

美作市監査委員

令和 5 年度美作市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、美作市監査基準（令和 2 年美作市監査委員告示第 1 号）に準拠して審査を行った。

第 2 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）

第 3 審査の対象

令和 5 年度美作市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等

第 4 審査の着眼点

関係法令に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の算定に用いた計数が正確であるかに注目し審査した。

第 5 審査の主な実施内容

審査に付された書類が関係法令に基づき適正に作成されているか確認を行うほか、関係職員からの説明を聴取し実施した。

第 6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：美作市役所（美作市栄町 38 番地 2）

日程：令和 6 年 7 月 26 日

第 7 審査の結果

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

（1）健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	12.89
②連結実質赤字比率	—	—	17.89
③実質公債費比率	10.8	10.8	25.0
④将来負担比率	—	—	350.0

(注) ①実質赤字額、②連結実質赤字額がないため、④将来負担比率が発生していないため「—」と表記。

① 実質赤字比率について
特に指摘すべき事項はない。

② 連結実質赤字比率について
特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率
令和５年度の実質公債費比率は 10.8％となり、前年度と同数となっている。

④ 将来負担比率
令和５年度末の将来負担額は、充当可能基金額、特定財源見込額、地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額の計よりも少ない額となり算定されないため「—」となった。

(２) 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

会 計 名	令和５年度 資金不足比率	令和４年度 資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業	—	—	20.0
病 院 事 業	—	—	20.0
下 水 道 事 業	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表記。

令和５年度の事業会計及び特別会計における資金不足比率については、該当の数値はない。